

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市準用河川管理施設等の構造の  
技術的基準を定める条例の見直しについて

## 意見募集期間

平成 29 年（2017 年）

7 月 26 日（水）～ 8 月 25 日（金）

お問い合わせ先：土木部河川課

電話 046-822-8510（直通）

横 須 賀 市



## パブリック・コメント手続にあたって

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」（第1次、第2次）による河川法の一部改正に伴い、国の省令で定められていた「河川管理施設等構造令」を、平成25年4月1日、本市の条例で定めました。

今回、条例に定める5年以内の見直しの規定に基づき検討した結果、次のとおりの対応を検討しています。

つきましては、この見直しの内容について、市民の皆様のご意見等を募集します。

### 《見直す条例》

横須賀市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

### 【目 次】

◆ 横須賀市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 の見直しの内容について .....	2
◆ 意見の提出方法 .....	3

## ◆横須賀市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の見直しの内容について

### 1 条例名

横須賀市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

### 2 見直しによる対応

「津波」を洪水や高潮とは異なる外力として規定し、市長が計画津波水位を定め、計画津波水位が計画高水位より高い河川の区間を津波区間として設定し、堤防の高さを計画津波水位より下回らないものとする等と定めます。

なお、既存施設の対応として、経過措置を設けることと致します。

#### (理由)

横須賀市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例は、河川管理施設等構造令を参酌して制定しています。平成 25 年 7 月の河川管理施設等構造令の一部改正に伴い、準用河川に係る河川管理施設等の構造について、津波に対応した一般的技術的基準等を定めるため、横須賀市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する必要があると結論付けました。

### 3 施行日

平成 30 年 4 月 1 日 (予定)

## 意見の提出方法

1 提出期間 平成 29 年（2017 年）7 月 26 日（水）から 8 月 25 日（金）まで

2 あて先 土木部河川課総務係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・土木部河川課（横須賀市役所 2 号館 3 階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所 2 号館 1 階 34 番窓口）
- ・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町 11 番地

横須賀市役所 土木部河川課

（3）ファクシミリ

0 4 6 - 8 2 7 - 2 7 7 1

（4）電子メール

rm-se@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。  
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。